

「ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託」に係る提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価基準について

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は273点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 提案内容

(2) なお、(1)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い 評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、「【表】プロポーザル評価表」のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行います。

評点は各A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $4点 \times 2 = 8点$

評価がCであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がDであれば評価点は $2点 \times 2 = 4点$

評価がEであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とし、1人でも基準点に満たなかった場合は不適格とします。

(5) 評価項目「3提案内容」のうち、半数以上の委員がE評価とした項目が1つ以上あった者も不適格とします。

【表】 プロポーザル評価表

No.	項目	評価の着眼点	評価					採点	
			A (5点)	B (4点)	C (3点)	D (2点)	E (1点)	比率	配点
1	1 業務実績	国での子ども・子育て分野における検討業務の受託実績（平成30年度以降）	実績が3件以上	実績が2件	実績が1件以下	—	実績なし	×2	10点
		下記のいずれかでの子ども・子育て分野における検討業務の受託実績（平成30年度以降） ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県	実績が3件以上	実績が2件	実績が1件以下	—	実績なし	×2	10点
		下記のいずれかでのヤングケアラー関連業務の受託実績（平成30年度以降） ・国 ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県	実績が1件以上	—	—	—	実績なし	×3	15点
2	2 業務の実施体制	【管理者における】 下記のいずれかでのヤングケアラー関連業務の受託実績（平成30年度以降） ・国 ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県	実績が1件以上	—	—	—	実績なし	×3	15点
		【担当者における】 下記のいずれかでのヤングケアラー関連業務の受託実績（平成30年度以降） ・国 ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県 ※担当者が複数いる場合、それぞれの担当者の実績を足し上げることとする	実績が3件以上	実績が2件	実績が1件以下	—	実績なし	×3	15点
		人員体制や資料作成能力の業務遂行能力があるか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている	×4	20点
3	3 提案内容	令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」のうち、ヤングケアラーへの支援を強化するための法改正の内容を十分に認識した提案となっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	記述がない・劣っている	×5	25点
		本市におけるヤングケアラー支援に関する取組みを十分に認識した提案となっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	記述がない・劣っている	×6	30点
		ヤングケアラー支援に関する市町村の現状、課題について十分に認識した内容となっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	記述がない・劣っている	×6	30点
		本市におけるヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託の方向性の提案について、本市が業務説明で示した論点を反映したものとなっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	記述がない・劣っている	×6	30点
		具体的な実施計画及び実現的なスケジュールとなっているか。また、本市が業務説明で示した業務を反映したものとなっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	記述がない・劣っている	×6	30点
		資料作成、プレゼンテーションにおいて、本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	非常に優れている	優れている	ふつう	やや劣っている	記述がない・劣っている	×5	25点
4	4 企業の取組に関すること	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	—	—	該当している	—	—	×1	3点
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	—	—	該当している	—	—	×1	3点
		次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス賞の認定	—	—	該当している	—	—	×1	3点
		青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している	—	—	該当している	—	—	×1	3点
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）	—	—	該当している	—	—	×1	3点
		次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得 ・横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	—	—	認定若しくは認証を受けている	—	—	×1	3点